

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

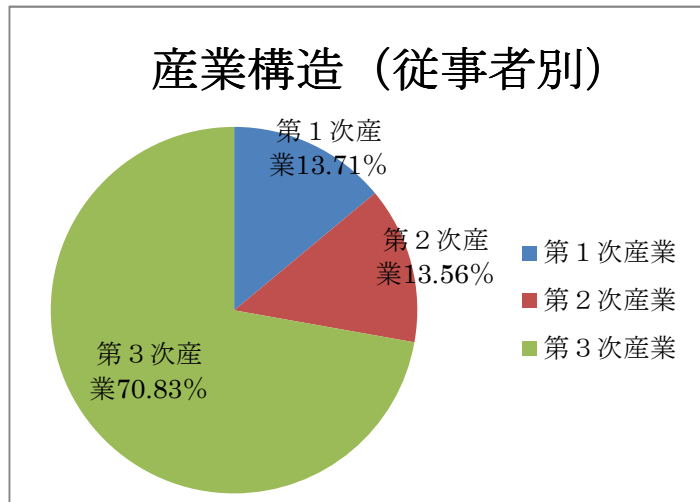
① 洞爺湖町の人口構造及び産業構造

洞爺湖町の人口は、昭和40年の16,243人をピークに減少を続け、平成30年4月末現在8,940人（住民基本台帳）とピーク時から約45%の人口が減少している。人口の減少とともに高齢化と生産人口（15～64歳）の減少が進行しており、高齢人口割合（65歳以上）は20.30%（平成7年国勢調査）から40.38%（平成27年国勢調査）と20年の間に約20%上昇する一方、生産人口は8,309人（平成7年国勢調査）から4,697人（平成27年国勢調査）と約44%減少した。洞爺湖町全体では、高齢化の進行により高齢人口が年々増加し、生産人口や幼齢人口（0～14歳）が減少する非常に厳しい局面を迎えている。

産業構造を就業者数（15歳以上）からみると、観光地であることから第3次産業が70.83%と最も高く、第1次産業は13.71%、第2次産業は13.56%となっている。

【表】洞爺湖町の産業構造

	従事者数	割合
第1次産業	595人	13.72%
第2次産業	588人	13.56%
第3次産業	3,072人	70.83%



産業構造を事業所数でみる第1次産業が2.36%、第2次産業が16.12%、第3次産業が81.52%となっている。

特に多くを占める業種は、年間300万人の観光入込客に支えられる観光関連業で、中でも卸売業・小売業（120件）、宿泊業・飲食サービス業（95件）で全事業所数（552件）の39.0%を占めている。（平成26年経済センサス）

②事業所数の減少と高齢化

洞爺湖町では、人口減少とともに地域経済を担う町内商工業者数も減少している。人口の減少率 16.6%（H20.3：10,674人⇒H30.3：8,904人）を上回り、商工会会員事業所数は減少率 21.2%（H20.3：378⇒H30.3：298）となっている。（洞爺湖町商工会調べ）

③洞爺湖町内の産業における課題

洞爺湖町は支笏洞爺国立公園内にあり、湖（洞爺湖）と山（有珠山）と海（噴火湾）に囲まれた自然豊かな町となっている。町内は大きく3地区に分けられ、沿岸の虻田地区では漁業、山側の洞爺地区では農業が盛んに行われており、洞爺湖温泉地区では、海と山の幸に加え、世界ジオパークに指定された豊富な自然遺産を求め多くの観光客が訪れる観光地となっている。

洞爺湖町では、観光入込客の回復とともに大型ホテルや飲食店が開業するなど、観光関連業が町内経済に与える影響が非常に強くなっている。一方で人口減少と高齢化は、多くの町内の企業・事業所の懸案事項となっている。

中小企業の設備も高年齢化が進んでおり、今後、町内の中小企業の衰退が危惧され、その対応が喫緊の課題となっている。

（2）目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに6件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものという。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

洞爺湖町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

洞爺湖町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、洞爺湖町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

洞爺湖町の産業構造においては、一つの産業に偏在しているとは言い難いことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組みを計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。